

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第3号

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校外における<u>学校行事等</u>の企画及び実施)</p> <p>第6条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、<u>野外活動</u>その他学校外における<u>学校行事等</u>については、別に定める基準により企画し、実施する。</p> <p>2 <u>前項の学校行事等</u>の実施に当たっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>	<p>(学校外における<u>学校行事</u>の企画及び実施)</p> <p>第6条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、<u>対外試合、水泳、キャンプ</u>その他学校外における<u>学校行事</u>については、別に定める基準により企画し、実施する。</p> <p>2 <u>前項に定める行事</u>の実施に当たっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p><u>(学校以外の施設の利用)</u></p> <p>第7条 学校が、<u>教育上必要を認めて、学校以外の施設を利用して教育活動を行なう場合</u>においては、校長は、<u>次の事項をあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用目的</u></p> <p>(2) <u>施設所在地</u></p> <p>(3) <u>利用期間</u></p> <p>(4) <u>利用者</u></p> <p><u>(設備台帳の調整)</u></p>

第21条 削除

(施設設備の毀損又は亡失)

第22条 校長は、盗難災害等の事故により、学校の施設設備の一部又は全部が毀損又は亡失した場合、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

第21条 校長は、設備台帳を調整し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に報告するものとする。

(施設設備のき損又は亡失)

第22条 校長は、別に定めるものを除き、学校の施設設備の一部又は全部がき損又は亡失した場合、すみやかに教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。